

9 子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策計画）

（1）子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正等

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、更に、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

更に、令和元年9月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、11月にはその改正を受けた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されており、目的・基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充等、市町村による貧困対策計画の策定努力などの拡充が図られています。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的及び基本理念】

1 目的

- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする。
- ・全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようとする。
- ・子どもの貧困の解消に向けて、児童権利条約の精神に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

2 基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講じること
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

【子供（※）の貧困対策に関する大綱に定められている事項（概要）】

1 基本的な方針

- ・親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- ・支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- ・地方公共団体による取組の充実 など

2 子供の貧困に関する指標（39の指標）

- ・生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- ・高等教育の就学支援新制度の利用者数
- ・食料又は衣服が買えない経験
- ・子供の貧困率
- ・ひとり親世帯の貧困率 など

3 指標の改善に向けた重点施策

- ・教育の支援
- ・生活の安定に資するための支援
- ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ・経済的支援

4 施策の推進体制等

- ・子供の貧困に関する調査研究等
- ・国における推進体制
- ・施策の実施状況等の検証、評価 など

※国の大綱の標記に合わせて「子供」と標記しています。

（2）子どもの貧困をめぐる現状と課題等

熊本県では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、「くまもと子ども・子育てプラン」を平成27年3月に策定しました。この計画の実効性を高めること、また市町村による取組を支援するために、市町村全域（熊本市を除く）における「子どもの生活実態調査」を実施し、調査データについては、各市町村に対し、それぞれの市町村におけるデータが提供されています。本市では、そのデータをもとに、本市における子どもの生活における実態を把握するために分析を行いました。

今回の調査結果において、子どもの貧困は、単なる経済的な困窮にとどまらず、健康や学力、将来の夢・希望等様々なものに影響を与えているということがわかりました。また、貧困層においては、規則正しい生活習慣の定着が弱いことや、各種手当や支援制度について、「受けたいが申請方法が分からぬ」と回答した者が2割程度存在する等、本市の施策において取り組むべき課題も見えてきました。

そこで、子どもの貧困対策を効果的に進めるに当たり、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」という4つの観点から支援を行います。安定的な支援を提供し、将来を担う子ども達が夢や希望を持ち健やかに成長することで、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、関係機関（者）とも連携し、支援が必要な対象者を的確に把握するとともに、対象者が各種手当や支援制度を認知・活用できるよう、相談体制の拡充や積極的な広報・啓発活動を推進します。

■ 子どもの生活実態調査（荒尾市版）の分析結果 ■

- ・本市の子どもの貧困率：11.8%
- ・本市のひとり親の貧困率：31.9%

〈教育環境〉

- ・貧困層では経済的負担を理由に、進学先を高等学校までと回答した人が、貧困層以外と比べて多い。

〈生活環境〉

- ・貧困層において、歯磨きや起床・就寝等の規則正しい生活習慣の定着が弱い。

〈社会的環境〉

- ・貧困層では自己実現や自己肯定感が低くなっている。

〈経済状況〉

- ・世帯全員の年間所得合計額は、貧困層で150万円～200万円が多い。
- ・貧困層では「食費を切り詰めた」が半数以上となっている。
- ・貧困層では各種手当や援助制度について「受けたいが申請方法が分からない」が2割程度となっている。

※貧困率について：国民生活基礎調査における相対的貧困率の算出手法に沿って算出しており、国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のことである。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき算出されている。

(3) 荒尾市における子どもの貧困対策の取組

〈教育の支援〉

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
幼児教育・保育の無償化	保育所(園)や認定こども園等を利用する子どもの利用者負担金を無償化し、保護者の経済的負担を軽減するもの。一定の基準を満たす認可外保育施設等も対象施設となる。ただし、給食に係る費用等については保護者負担となる。	実施	継続	子育て支援課
子どもの学習・生活支援事業 ※熊本県との共同事業	貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護支給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもを対象として、学習支援を行う。	実施	継続	福祉課
地域未来塾	家庭での学習習慣や基礎学力が十分に身についていない中学生を対象に、学習機会を提供し、学習支援を実施し、学習習慣の確立、基礎学力の定着につなげる。	実施	継続	教育振興課

〈生活の安定に資するための支援〉

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
ひとり親家庭等医療費助成 (再掲)	ひとり親家庭等の医療費負担について、費用の一部の助成を行う。令和2年1月から子どもに係る助成額を拡充した。(子どもが満18歳になる年度までの医療費2/3助成→全額助成)	実施	継続	子育て支援課

〈生活の安定に資するための支援〉

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
自立相談支援事業	生活困窮世帯を対象とした相談事業。子育て世帯からの相談においては、子育て支援施策との連携を行いながら、子どもの健やかな成長のための支援と保護者の自立支援を一体的に実施する。	実施	継続	福祉課
【新規】 利用者支援事業 母子保健型 (再掲)	妊産婦が安心して出産や子育てができる環境づくりを行うことを目的とし、妊娠・出産期の不安や悩み等に寄り添いながら保健師等による助言や指導等を行うとともに、出産後も必要な保健サービスの提供等の支援を行う。 令和2年度から子育て世代包括支援センターにて実施予定。	未実施	1箇所	すこやか 未来課
家庭児童相談 (再掲)	児童及び妊産婦の実情の把握、必要な情報の提供、家庭等からの相談に応じた調査及び指導を行う。	実施	継続	すこやか 未来課
里親制度の周知 (再掲)	里親制度に関する社会的認知度を高めるため、通年で各種イベント等における啓発活動を実施する。10月の里親月間には、広報活動を強化するとともに、講座の開催等を行う。	実施	継続	すこやか 未来課

〈保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援〉

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
ひとり親世帯等に関する保育所(園)等の入所選考時の配慮 (再掲)	保育所(園)入所における選考の際に、選考基準に加点項目を設定し、優先的に入所できるよう配慮する。	実施	継続	子育て支援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金 (再掲)	資格取得を目指すひとり親家庭の保護者に対し、受講する講座の費用助成や受講期間中の給付金の支給を行う。令和元年度から支給額の一部増額や基準の拡充を行っている。	実施	継続	子育て支援課
就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備として基礎能力からの支援を行う。	実施	継続	福祉課

〈経済的支援〉

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
児童手当	児童を養育している者に児童手当を給付することにより家庭における生活の安定に寄与し、次世代を担う児童の健全育成と資質の向上を図る。ただし、所得により支給制限あり。	実施	継続	子育て支援課
児童扶養手当	父母の離婚等で、父又は母と生計を異にする児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。(所得により支給制限あり。)	実施	継続	子育て支援課

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
養育医療費助成事業	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対し、指定医療機関における治療に必要な医療費を助成する。	実施	継続	子育て支援課
就学援助	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の一部を援助する。	実施	継続	教育振興課
小学校給食費無償化事業	将来を担う子どもたちの成長を市民全体で支えることで、安心して子育てができる街を目指し、小学校の給食費を無償化し、子育て世代の経済的負担を軽減する。	実施	継続	教育振興課
乗り合いバス福祉特別乗車証(ひとり親世帯)の交付	18歳未満の児童を扶養している母子又は父子世帯の母又は父に対し交付する。(通勤手当を受けている場合を除く。)	実施	継続	子育て支援課
教育・保育に係る利用者負担金、副食費負担の軽減	0~2歳児に係る保育料の国基準額以下の設定、ひとり親世帯や在宅障がい者のいる世帯等への保育料の減免、年収360万円未満相当の世帯の副食費徴収免除、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降への副食費補助により経済的負担の軽減を行う。	実施	継続	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成(再掲)	ひとり親家庭等の医療費負担について、費用の一部の助成を行う。令和2年1月から子どもに係る助成額を拡充した。(子どもが満18歳になる年度までの医療費2/3助成→全額助成)	実施	継続	子育て支援課

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
子ども医療費助成 (再掲)	子どもの健康の保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、子ども医療費について助成を行う。	【小学3年生まで】医療費の全額助成 【小学4年生から中学生まで】月及び医療機関ごとに一定限度額までの負担となるよう助成。 ※保険診療のみ	拡充 (医療費の全額助成の対象を中学生までに拡充)	子育て支援課

